株式会社 TLP　ヘルパーステーション　TLP 京都中央
居宅介護、重度訪問介護 運営規程

（事業の目的）
第１条　株式会社 TLP（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーション TLP 京都中央（以下「事業所」という。）において行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意思決定の支援に配慮するとともに、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
２　居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
３　居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、居宅介護等を実施するものとする。

（事業所の名称等）
第３条　居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　　ヘルパーステーション TLP 京都中央
（２）所在地　京都市南区東九条西明田町 23 番地 1　　1 階

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員）
　　管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）サービス提供責任者　１名（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

なお、業務を行うに当たっては、利用者等の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者等が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者等への意思決定の支援が行われるよう努めるものとする。

ア　利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等を作成し、利用者及びその家族並びに利用者に対して指定計画相談支援等を行う指定相談支援事業者にその内容を説明するとともに、当該計画を交付する。

イ　居宅介護計画等の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

ウ　事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（３）従業者　常勤換算 2.5 名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第４条　事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び 8 月 12 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（２）営業時間　午前 9 時から午後 6 時までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び 8 月 12 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（４）サービス提供時間　午前 9 時から午後 6 時までとする。

（５）　サービスの提供にあたっては、第１項の（４）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）

第５条　指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（２）知的障害者（18 歳未満の者を除く）

（３）精神障害者（18 歳未満の者を除く）

（４）難病等対象者（18 歳未満の者を除く）

（５）障害児（18 歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）

２　指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（２）知的障害者（18 歳未満の者を除く）

（３）精神障害者（18 歳未満の者を除く）

（４）難病等対象者（18 歳未満の者を除く）

（指定居宅介護等の内容）

第６条　事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅介護計画等の作成

（２）身体介護に関する内容

　ア　食事の介護

　イ　排せつの介護

　ウ　衣類着脱の介護

　エ　入浴の介護

　オ　身体の清拭、洗髪

　カ　通院介助

　キ　その他必要な身体の介護

（３）家事援助に関する内容

　ア　調理

　イ　衣類の洗濯、補修

　ウ　住居等の掃除、整理整頓

　エ　生活必需品の買い物

　オ　関係機関との連絡

　カ　その他必要な家事

（４）重度訪問介護に関する内容

　入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

（５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

　（２）から（４）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第７条　事業者は、居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

３　第９条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 15 キロメートル未満　300 円

（２）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 15 キロメートル以上　500 円

４　正当な理由がなく居宅介護等のサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

５　第３項及び第４項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

６　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第８条　事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に事業所が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

　この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービスを提供した事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、京都市南区とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 10 条　現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じずるものとする。

２　居宅介護等の提供により事故が発生したときは、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講ずるものとする。

３　居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 11 条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する担当者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第 12 条　事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（衛生管理等）

第 13 条　事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

２　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第 14 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第 15 条　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び相談に応じ適切に対応するための必要な体制の整備等の必要な措置を講じ、従業者に周知するものとする。

（苦情解決）

第 16 条　事業者は、提供した居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業者は、提供した居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第２項の規定により都道府県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は都道府県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は都道府県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条　事業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　年１回

２　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業者は、利用者に対する居宅介護等の提供等に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業者は、居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。